

## 甲斐市地域公共交通会議設置条例

## (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、市長の附属機関として甲斐市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者又はその団体
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 甲斐警察署長又はその指名する者
- (8) 識見を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総合戦略部経営戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。